

議案第4号

「東久留米市第3次教育振興基本計画 令和6年度事業計画」の
策定について

上記の議案を提出する。

令和6年2月9日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

(提案理由)

令和6年度から令和10年度までの5か年の計画期間である「東久留米市第3次教育振興基本計画」により市の教育行政を推進するため、単年度の事業計画を策定する必要がある。

東久留米市立学校の校長及び副校長の人事の内申について

上記議案を提出する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

(提案理由)

東久留米市立学校の校長及び副校長の任命について、東京都教育委員会へ内申する必要があるため。

議案第6号

令和5年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算要求（追加分）に係る教育長の臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和6年2月9日提出

東久留米市教育委員会

教育長 片柳 博文

（提案理由）

令和5年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算要求（追加分）について、教育長が臨時代理として決定したことを報告し、承認を求める必要がある。

令和5年度一般会計（教育費）3月補正予算（追加分）要求資料
 ≪歳入予算のみに関わるもの≫

1 声の教育委員会だより作成業務委託料消費税過払相当額返還金

◎歳入

20 諸収入 01 返還金及び還付金 03 声の教育委員会だより作成業務委託料消費税過払相当額返還金 37 千円

【平成 29 年度】 $\{25,000 \text{ 円 (単価)} \times 1.08 \times 2 \text{ 回}\} - \{25,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 回}\} = 4,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$

【平成 30 年度】 $\{32,500 \text{ 円 (単価)} \times 1.08 \times 2 \text{ 回}\} - \{32,500 \text{ 円} \times 2 \text{ 回}\} = 5,200 \text{ 円} \cdots \textcircled{2}$

【平成 31 年・令和元年度】 $\{34,130 \text{ 円 (単価)} \times 1.08 \times 1 \text{ 回} + 34,130 \text{ 円} \times 1.1 \times 1 \text{ 回}\} - \{34,130 \times 2 \text{ 回}\} = 6,143 \text{ 円} \cdots \textcircled{3}$

【令和 2 年度】 $\{35,000 \text{ 円 (単価)} \times 1.1 \times 2 \text{ 回} - \{35,000 \times 2 \text{ 回}\} = 7,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{4}$

【令和 3 年度】 $\{36,000 \text{ 円 (単価)} \times 1.1 \times 2 \text{ 回}\} - \{36,000 \times 2 \text{ 回}\} = 7,200 \text{ 円} \cdots \textcircled{5}$

【令和 4 年度】 $\{37,800 \text{ 円 (単価)} \times 1.1 \times 2 \text{ 回}\} - \{37,800 \times 2 \text{ 回}\} = 7,560 \text{ 円} \cdots \textcircled{6}$

$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} = 37,103 \text{ 円}$ ※5 年度分は非課税となっている。

合計 37 千円

（理由）「教育委員会だより」の音訳を業務委託している社会福祉法人への委託料の支払いにあたり、契約当初の平成 29 年度から令和 4 年度までは消費税相当分も支払っていた。

しかし、このたび相手方からの申し出により、関係法令の確認等を行い当該契約は消費税非課税の契約であることが確認できたということから、契約当初の平成 29 年度まで遡って支出済みの消費税相当額の返還を請求することになったため、歳入予算を計上する。

※同社会福祉法人には秘書広報課と議事務局等も業務委託を行っているため、3 課合わせて返還請求を行う。



5 東久教教第 188 号
令和 6 年 1 月 31 日

東久留米市教育委員会委員 様

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文



令和 5 年度東久留米市一般会計（教育費）3 月補正予算要求（追加分）に係る教育長の専決処分について（報告）

「声の教育委員会だより作成業務委託料」に関わって、令和 5 年度東久留米市一般会計（教育費）3 月補正予算要求（追加分）を行うことが、急遽決定した。

本来は教育委員会に付議すべき案件ではあるが、理事者調整等の日程を考慮すると、第 2 回定例会の開催日以前に新たに日程を整えることが難しかったため、教育長が専決処分を行った。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地行法」と略す）第 29 条で「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されている。

地行法第 29 条に係る事項は、東久留米市教育委員会事務委任規則第 2 条により教育長に権限が委任されていない事項であるが、同規則第 3 条で「事務処理について緊急その他やむを得ない事情があるときは、教育長がその事務を臨時に代理することができる」とあり、同規則第 4 条第 2 項において「教育長は前条の規定により事務を臨時に代理したときは、その旨を次の教育委員会に報告し、その承認を求めなければならない」と規定されている。

ついては、第 2 回教育委員会定例会において、本件に係る教育長の専決処分に係る臨時代理について承認を求める議案を付議するものである。

議案第7号

「議案第2号 令和5年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算
要求について」の一部修正について

上記の議案を提出する。

令和6年2月9日提出

東久留米市教育委員会

教育長 片柳 博文

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要がある。

令和5年度一般会計（教育費）3月補正予算要求資料

≪歳入予算及び歳出予算に関わるもの≫

①繰越明許の設定があるもの

1 小学校改修事業(教育総務課)

◎歳入

14 国庫支出金 01 小学校費補助金 05 学校施設環境改善交付金 69,212 千円

合計 69,212 千円

◎歳出

10 教育費 02 小学校費 05 学校建設費 01 小学校改修事業

11 需用費（通信運搬費）15 千円、12 委託料（備品移動委託）3,591 千円 ←変更なし

14 工事請負費 396,198 千円（①第六小学校北校舎棟西側ほか中規模改造ほか工事 376,200 千円、②第六小学校給食配膳室内部改修工事 19,998 千円）

合計 396,198 千円

（理由）本件については第1回定例会において承認を得ているが、以下の理由により歳入額及び歳出額の一部を変更して、令和5年度予算を繰り越す必要がある。

①歳入額については、令和6年1月30日付にて交付額内定の連絡があり、当初の見込みと差金が生じたことによる。

②工事請負費については、①5年度に予定していた配膳室内部の改修工事を6年度工事に組み込むことに伴い、工事スケジュールの変更が必要となったこと、②入札不調により工事が実施できなかったため、物価上昇分の金額を上げて繰り越す必要があることによる。